

福岡県県有施設への太陽光発電設備導入事業（第1エリア）

要 求 水 準 書

福岡県環境部環境保全課

目 次

I	総則	1
1	要求水準書の位置づけ	1
2	本事業の概要	1
3	整備対象施設	1
4	業務範囲	1
5	本事業のスケジュール	2
6	本事業の基本方針	2
	(1) 県有施設における脱炭素化の推進	(5) 地場企業の活用・地域経済への貢献
	(2) 安定した業務遂行のための事業実施計画	(6) 環境への配慮
	(3) リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保	(7) 技術提案について
	(4) ライフサイクルコストの縮減	
7	業務実施に係る共通要件	3
	(1) 相互の十分な協議	(6) 施設施工時等の注意事項
	(2) 施設運営への配慮	(7) 近隣住民への対応
	(3) 発注者及び施設との協議	(8) 所轄官庁等への申請・協議
	(4) 「建築工事の手引き」の活用	(9) 精算に係る内訳書
	(5) 疑義等に係る協議	
8	第三者の使用	4
9	遵守すべき法制度等	4
	(1) 法令	(3) 基準・指針等
	(2) 条例等	
10	事業関連資料等の取扱い	7
11	セルフモニタリングの実施	7
12	モニタリングの受検	7
13	保険の付保	7
II	設備整備に係る要求水準	8
1	基本事項	8
2	設備整備の要求水準	8
	(1) 太陽光発電設備のシステム構成と運転条件に係る一般的要件	(3) 整備にあたり配慮すべき事項
	(2) 太陽光発電設備の機器に係る一般的要件	(4) その他
III	統括管理業務に係る要求水準	13
1	基本事項	13
	(1) 統括体制及び統括責任者の配置	(3) 業務の期間
	(2) 業務の内容	
2	統括管理業務の基本方針	13
3	統括管理業務の要求水準	14
	(1) 要求水準等の確保及び提案事項の実施確認	(5) 品質の確保
	(2) 業務報告及び書類・図書等の提出	(6) コスト管理
	(3) 設計図書等の修正	(7) スケジュール管理
	(4) 施工の是正及び修補	(8) その他統括管理業務において必要な業務

IV	設計業務に係る要求水準	16
1	基本事項	16
	(1) 設計体制及び管理技術者等の配置	(3) 業務の期間
	(2) 業務の内容	
2	設計業務の基本方針	17
	(1) 太陽光発電設備の性能（効率性、維持管理性、操作性）及び安全性への配慮	(3) フレキシビリティの確保
	(2) 確実かつ妥当性のある設計計画及び設計体制	
3	設計業務の要求水準	17
	(1) 設計及びその関連業務	(4) モニタリングの受検
	(2) 業務の報告及び書類・図書等の提出	(5) その他設計業務において必要な業務
	(3) セルフモニタリングの実施	
V	施工業務に係る要求水準	20
1	基本事項	20
	(1) 施工体制及び技術者等の配置	(3) 業務の期間
	(2) 業務の内容	
2	施工業務の基本方針	21
	(1) 確実かつ妥当性のある施工計画及び施工体制、安全性への配慮	(3) 環境負荷低減への配慮
	(2) 施工時の品質確保	
3	施工業務の要求水準	21
	(1) 施工及びその関連業務	(9) 工事現場の管理等
	(2) 業務の報告及び書類・図書等の提出	(10) セルフモニタリングの実施
	(3) 現場作業日・作業時間	(11) モニタリングの受検
	(4) エネルギー供給、設備システム等の機能確保	(12) 試運転調整
	(5) 他の工事との調整	(13) 完工後業務
	(6) 安全性の確保等	(14) 工事写真
	(7) 非常時・緊急時の対応	(15) 太陽光発電設備の引渡し
	(8) 近隣対策等	(16) その他施工業務において必要な業務
VI	工事監理業務に係る要求水準	27
1	基本事項	27
	(1) 工事監理体制及び工事監理者等の配置	(3) 業務の期間
	(2) 業務の内容	
2	工事監理業務の基本方針	28
3	工事監理業務の要求水準	28
	(1) 工事監理及びその関連業務	(5) 選定事業者による工事監理者検査
	(2) 業務の報告及び書類・図書等の提出	(6) 監督員による竣工検査
	(3) セルフモニタリングの実施	(7) その他工事監理業務において必要な業務
	(4) モニタリングの受検	

別紙

別紙 1	対象施設一覧	別紙 5	提出書類一覧表（工事監理業務）
別紙 2	提出書類一覧表（統括管理業務）	別紙 6	業務分担表
別紙 3	提出書類一覧表（設計業務）	別紙 7	リスク分担表
別紙 4	提出書類一覧表（施工業務）	別紙 8	業務実施体制図

I 総則

1 要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、福岡県（以下「県」という。）が、「福岡県県有施設への太陽光発電設備導入事業」（以下「本事業」という。）を設計施工一括発注方式（DB方式）により実施する事業者の募集・選定にあたり、入札に参加する事業者（以下「応募事業者」という。）を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして、本事業の業務遂行にあたり県が最低限求める水準を示すものである。

また、本書における要求水準等とは、本書に記載した内容及び水準のほか、入札説明書、入札説明書等に関する質問に対する回答、事業者提案書類、参考図書、事業内訳仕様書及び各種共通仕様書等に記載の内容及び水準をいい、本事業を実施するにあたり満たすべき水準となる。県が本事業に係る契約を締結する事業者（以下「選定事業者」という。）は、本書のほか、本事業の入札説明書等、県が配布した一切の資料及び当該資料に係る質疑回答書等において示された諸条件を満たし、自らそれらの内容について調査、検討、確認した上で業務を遂行するものとする。

加えて、本書に記載されていない事項についても、県有施設への太陽光発電設備の導入という本事業の目的の達成や水準の確保に必要な設備や業務等は、選定事業者の責任及び負担で、完備又は遂行するものとする。

なお、本書において「太陽光発電設備」とは、太陽電池モジュール、機器架台、機器基礎、電気設備及びその他本事業において整備される関連機器等一切の設備をいう。

2 本事業の概要

県では 2050 年度までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現を目指し、県民、事業者、行政といったすべての主体が地球温暖化に関して行動する際の指針等として、『福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）』を令和4年3月に改定した。

併せ、県自らが、地球温暖化対策をはじめ環境負荷の低減に率先し取り組むとともに、県民、事業者及び市町村による地球温暖化対策等の取組を促進するため、『福岡県環境保全実行計画（第5期）』を改定し、その重点的取組のひとつとして、新築及び既存の県有施設に太陽光発電設備を設置することとし、本事業はその一環として実施するものである。

3 整備対象施設

対象となる施設は、別紙1「対象施設一覧」に示す庁舎、警察署及び学校など（以下「施設」という。）とする。

4 業務範囲

本事業は、要求水準等に沿って、選定事業者が行う以下の業務とする。

- ・ 太陽光発電設備の整備に係る統括管理業務
- ・ 太陽光発電設備の整備に係る設計業務
- ・ 太陽光発電設備の整備に係る施工業務
- ・ 太陽光発電設備の整備に係る工事監理業務

5 本事業のスケジュール

本事業の主なスケジュールは以下のとおり。

事業契約締結日	令和6年7月下旬
設計及び施工期間	事業契約締結日の翌日～令和8年2月
事業終了	令和8年3月17日

6 本事業の基本方針

(1) 県有施設における脱炭素化の推進

- ア 既存県有施設への太陽光発電設備の導入促進
- イ 地域脱炭素の実現に向けた取組の率先垂範

(2) 安定した業務遂行のための事業実施計画

- ア 事業期間中の安定した業務遂行を確保するため、収支計画、資金調達等において、確実な事業実施が可能となる計画とする。
- イ 事業実施にあたっては、妥当性があり、かつ、実施可能なスケジュールを計画する。
- ウ 事業期間にわたる効率的、効果的かつ安定的な本事業の遂行に加え、緊急時にも迅速かつ適切に対応できる能力及び経験を有する企業による確実な実施体制を構築する。

(3) リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保

- ア 事業契約書等に定める内容に従い、想定されるリスクを適切に把握し、対応策についてあらかじめ十分な検討を行い、リスクを適切に配分することで、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。
- イ 通常の業務実施に加え、重大な契約不適合（設備等が種類又は品質に関して事業契約書や要求水準等の内容に適合しないものを指す。）や故障等のリスク発生時においても機動性を発揮できるように、確実に事業の継続性を確保する仕組みを構築する。

(4) ライフサイクルコストの縮減

- ア 太陽光発電設備の長寿命化、良好で適切な性能維持、メンテナンスの省力化、エネルギーコストの削減等のほか、初期費用、維持管理費用及び機器更新費用を含めたライフサイクルコストの縮減に配慮した太陽光発電設備の設置を行う。

(5) 地場企業の活用・地域経済への貢献

- ア 本事業の実施に伴い、県内事業者（県内に本店を有する者）の積極的な参画を図り、技術力向上に貢献する。
- イ 選定事業者は、本事業の業務の一部を第三者に下請負又は再委託するにあたり、地域経済への貢献に積極的に取り組むため、対象施設が所在する地域の地場企業の活用に努めること。

(6) 環境への配慮

- ア 地球温暖化防止のため、効率的なエネルギーの利用、リサイクル材の利用等に努めるとともに、脱炭素社会の実現などのSDGsの達成に貢献するよう、事業期間を通して環境負荷の低減に配慮する。
- イ 各種書類の作成、設計、施工、工事監理や会議開催等、事業遂行の様々な場面においてICT活用を積極的に図り、効率的な事業実施に努める。
- ウ 各施設特有の環境、周辺地域環境に対する影響を十分検討した上で、必要な措置を講じる。

(7) 技術提案について

- ア 本書は、原則として県が要求する機能及び性能を規定するものであり、本事業を構成する設備等の具体的仕様等については、本書に特記がないもの限り応募事業者が提案を行うものとする。
- イ 応募事業者は、本事業の基本方針を踏まえ、要求水準等を、効果的かつ合理的に満足するように、積極的に創意工夫を行うものとする。
- ウ 本事業の目的や要求水準等の維持に矛盾を及ぼさない限り、本書に示されていない部分について、本事業の利便性・安全性・効率性を向上させるような提案があれば、県はその具体性、コスト・性能の妥当性、公共施設としての適性等に鑑みて、応募事業者の選定審査において評価するものとする。
- エ 本書において、県が具体的仕様等を定めた部分についても、その仕様と同等以上の性能を有し、かつ本事業の目的や当該項目以外の要求水準等の維持と矛盾しないことを選定事業者が明確に示し、県が承諾した場合に限り、県は代替仕様の提案を認めるものとする。

7 業務実施に係る共通要件

選定事業者及び選定事業者から業務を受託する者等は、以下の事項に従う。

(1) 相互の十分な協議

選定事業者の各構成員及び選定事業者から業務を受託する者は、相互に十分協議を行い、本事業を円滑に進めること。

(2) 施設運営への配慮

本事業の実施にあたっては、実施する各施設の特性を踏まえ、その施設運営の維持に十分配慮すること。

(3) 発注者及び施設との協議

選定事業者は、本事業の実施にあたり、県が監督員として指名した県職員（以下「監督員」という。）及び施設と十分に協議して本事業を実施すること。

監督員との協議や、工事に関する書面の提出等を、選定事業者が行う場合は、軽微な変更や監督員が認めたものを除き、必ず統括責任者（13頁参照）が確認し実施すること。ただし、事故・火災等の緊急時は、この限りではない。

また、監督員又は施設と協議した場合、その協議記録を作成・保管し、監督員又は施設からの指示があるときは、当該協議記録を提出すること。

(4) 「建築工事の手引き」の活用

選定事業者は、「建築工事の手引き」（令和3年5月福岡県建築都市部）を参照し、必要な事項について、監督員と協議した上、業務にあたること。

(5) 疑義等に係る協議

本書及び設計図書に定める事項等について疑義、誤記等があった場合の解釈及び施工の細目については、監督員と協議し、その指示に従うこと。

(6) 施設施工時等の注意事項

設計、施工等の各段階において、良好な施設環境の確保に配慮し、業務にあたること。また、施設に立ち入る際は、容易に識別できる服装で腕章等を着用し、業務にあたること。

(7) 近隣住民への対応

設計、施工等の各段階において、周辺地域への影響に配慮し、業務にあたること。また、近隣住民への対応等を行った場合は、その記録等を作成・保管し、監督員及び施設からの指示があるときは、当該記録等を提出すること。

(8) 所轄官庁等への申請・協議

所轄官庁等への申請、届出、協議等を行った場合には、その協議記録等を作成・保管し、監督員及び施設からの指示があるときは、当該協議記録等を提出すること。なお、申請書・届出等の副本は、必要に応じて施設に提出すること。

(9) 精算に係る内訳書

年度ごと又は部分払いの手続きのため、各施設に係る工事費、委託費について、監督員の指示に従い、内訳書を提出し、精算の協議をすること。

8 第三者の使用

選定事業者は、本事業の設計、施工及び工事監理の各業務を行うにあたっては、JV構成員及び協力企業以外の第三者を使用する場合、事前に監督員に届け、その承諾を得ること。

9 遵守すべき法制度等

本事業の遂行に際しては、統括管理、設計、施工及び工事監理の各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱（以下「法令等」という。）を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準等と照らし合わせて適宜参考にすること（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）。

なお、以下に記載の有無に関わらず本事業に必要な法令等及び各種基準、指針等を遵守すること。適用する法令等及び各種基準、指針等は、各業務着手時の最新版を使用することとし、事業期間中に変更された場合は、変更後の内容への対応について監督員及び選定事業者で協議を行うこと。

(1) 法令

- ア 建築基準法
- イ 消防法
- ウ 計量法
- エ 労働安全衛生法
- オ 労働基準法
- カ 労働者災害補償保険法
- キ 電気事業法
- ク 電気用品安全法
- ケ 騒音規制法
- コ 振動規制法
- サ 学校保健安全法
- シ 建築士法
- ス 建設業法
- セ 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- ソ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- タ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- チ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ツ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- テ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ト 大気汚染防止法
- ナ 石綿障害予防規則
- ニ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ヌ 道路交通法
- ネ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ノ 電気設備に関する技術基準を定める省令

(2) 条例等

- ア 福岡県建築基準法施行条例
- イ 福岡県建築基準法施行細則
- ウ 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例
- エ 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則
- オ 施設の存する市町村の建築基準法施行条例
- カ 施設の存する市町村の建築基準法施行細則
- キ 施設の存する市町村の都市景観条例
- ク 施設の存する市町村の都市景観条例施行規則
- ケ 施設の存する市町村の環境基本条例
- コ 施設の存する市町村の火災予防条例
- サ 施設の存する市町村の火災予防条例規則
- シ 施設の存する市町村の火災予防規程
- ス 施設の存する市町村の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則
- セ 施設の存する市町村の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- ソ 施設の存する市町村の下水道条例

(3) 基準・指針等

① 共通

- ア 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- イ 官庁施設の基本的性能基準
- ウ 官庁施設の環境保全性基準
- エ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- オ 官庁施設の防犯に関する基準
- カ 建築設計基準
- キ 建築工事設計図書作成基準
- コ 営繕工事写真撮影要領

② 設備、建築

- ア 公共建築工事標準仕様書建築工事編
- イ 公共建築工事標準仕様書電気設備工事編
- ウ 公共建築工事標準仕様書機械設備工事編
- エ 公共建築設備工事標準図電気設備工事編
- オ 公共建築設備工事標準図機械設備工事編
- カ 公共建築改修工事標準仕様書建築工事編
- キ 公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編
- ク 公共建築改修工事標準仕様書機械設備工事編
- ケ 建築設備工事設計図書作成基準

- コ 建築設備設計計算図書作成基準
- サ 建築設備設計基準
- シ 建築構造設計基準
- ス 建築構造設計基準の資料
- セ 建築鉄鋼設計基準及び同解説
- ソ 日本建築学会基準類及び関係図書
- タ 建築工事標準詳細図
- チ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- ツ 建築設備計画基準
- テ 建築設備設計・施工上の運用指針
- ト 建築工事監理指針
- ナ 電気設備工事監理指針
- ニ 機械設備工事監理指針
- ヌ 建築保全業務共通仕様書
- ネ J I S C 8 9 5 5（太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法）（2017年度版）
- ノ J P E A（一般社団法人太陽光発電協会）ガイドライン
- ハ N E D O（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）ガイドライン
- ヒ 工事写真の撮り方建築設備編（公共建築協会編）
- フ 内線規程（社団法人日本電気協会需要設備専門部会編）
- へ 高圧受電設備規程（社団法人日本電気協会使用設備専門部会編）
- ホ 高調波抑制対策技術指針（社団法人日本電気協会電気技術基準調査委員会編）
- マ 系統連系規程（社団法人日本電気協会系統連系専門部会編）
- ヤ 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）

③設備、建築積算

- ア 公共建築工事積算基準
- イ 公共建築設備数量積算基準
- ウ 公共建築数量積算基準
- エ 公共建築工事標準単価積算基準
- オ 公共建築工事共通費積算基準
- カ 公共建築工事積算基準等資料

④その他

- ア 建設副産物適正処理推進要綱
- イ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- ウ 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）
- エ 建築工事安全施工技術指針
- オ 建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編
- カ 建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針（国立研究開発法人建築研究所）
- キ 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（厚生労働省）
- ク 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）

※その他本事業の実施にあたり必要となる関係法令等

1 0 事業関連資料等の取扱い

県が提供する対象施設の資料等は、公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意する。

選定事業者は、提供された資料等を本事業に係わる業務以外で使用しない。また、使用目的を達成した場合は、速やかに返却する。

提供された資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、返却時までに全て廃棄する。

1 1 セルフモニタリングの実施

選定事業者は実施する全ての業務について、要求水準等を満足する業務遂行をできているか自ら監視・確認（以下「セルフモニタリング」という。）を実施し、その結果に基づき必要に応じ業務プロセスを見直すことにより、業務水準の向上を図るよう努めること。

選定事業者は、本書等に記載する要求水準等との適合性を確認できるように、モニタリングの基礎となる「要求水準等確認計画書」を策定し、監督員の承諾を受けること。

「要求水準等確認計画書」を監督員に提出する時期について、「全体工程表」に記載すること。

また、セルフモニタリングを実施した後は、「要求水準等確認報告書」として監督員に提出し、モニタリングを受けること。

なお、各業務におけるセルフモニタリングの実施方法や内容は、各章のなかで詳細に定める。

1 2 モニタリングの受検

監督員は、選定事業者が行う業務の実施状況が要求水準等を満足しているか把握するため、事業期間にわたり、選定事業者の業務水準について監視・確認（以下「モニタリング」という。）を行う。

モニタリングの主な内容については、「要求水準等確認報告書」によるセルフモニタリング結果の妥当性、及び総括責任者が自ら作成した又は協力企業に作成させた各種計画書・報告書等の確認等により、適切に業務が履行されているか否かについて確認する。

本書等に適合しない箇所が発見された場合、選定事業者の責任及び負担で是正措置を行う。なお、モニタリングにおける図書などの報告の受領、確認等の実施により、監督員が本事業の業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

1 3 保険の付保

選定事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下は最小限度の条件であり、選定事業者の判断に基づき更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

- ・火災保険
- ・労働災害総合保険（使用者賠償委任保険、法定外補償保険）
- ・履行保証保険

また、前記以外に、選定事業者の提案において付保することとした保険については、その提案に基づき付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ監督員と協議すること。なお、選定事業者が当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを、直ちに監督員に提示すること。

II 設備整備に係る要求水準

1 基本事項

本事業で整備する太陽光発電設備について満たすべき水準を以下のとおり定める。

2 設備整備の要求水準

(1) 太陽光発電設備のシステム構成と運転条件に係る一般的要件

①システム構成

本システムは、太陽電池モジュール、太陽電池モジュール用架台（基礎含む）、パワーコンディショナ（系統保護装置含む）、計測監視装置及びデータ表示装置等にて以下の条件のシステムを構成すること。

- ア 太陽電池モジュールは、太陽からの日射を受けると直流電流を発生する。
- イ パワーコンディショナは、直流電力を並列する商用電源の電圧、周波数、位相と同期した交流電力に変換し、対象とする負荷へ電力を供給する。
- ウ 余剰電力が生じた場合には、当該電力は電力会社側電力系統に供給しない。
- エ 連係保護装置等により、パワーコンディショナ及び系統の異常時には連係を遮断する。
- オ 運転データ等は、計測監視装置により収集する。
- カ 発電状況等を、データ表示装置に表示する。
- キ 需要電力が発電電力以下となる場合は、逆潮流防止を行いつつ、効率的な運転を行うシステムとする。

②運転方式

パワーコンディショナは、以下のとおり全自動運転とすること。

平常時

- ア 太陽電池モジュールの出力を監視し、設定値以上になると自動的に起動し、設定値以下になると自動的に停止する。
- イ 太陽光発電設備システムによる負荷への電力供給は、原則として昼間のみを対象とし、日射不足により供給不能となる場合は、自動的に停止させる。
- ウ 太陽電池モジュールの出力監視による自動停止後の復帰は時限を採って行い、不要な高頻度ポンピング（ON/OFF）は避ける。

異常時

- ア 交流系統に事故が発生した場合やパワーコンディショナ故障時は、速やかに商用系統との連係接続を解列し、確実に停止する。
- イ 商用系統の事故の場合は、商用系統が復帰すれば確認時間後、自動的に再投入して運転を再開する。
- ウ 別紙1「対象施設一覧」において、太陽光発電設備の自立運転を「要」としている施設に関しては、交流系統の停電時は自動的かつ速やかに自立運転モードに切り替えるとともに、復電時は一定時間後、自動的に系統運転を行う。

(2) 太陽光発電設備の機器に係る一般的要件

①太陽電池モジュール

- ア 太陽電池モジュールの種別はシリコン系単結晶の太陽電池とする。
- イ 太陽電池モジュールの出力容量は、別紙1の容量以上とすること。
- ウ 太陽電池モジュール変換効率（JIS C 8960において定められた真性変換効率であって完

- 成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率)が、21%以上であること。
- エ 太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格に規定されている太陽電池モジュール（JIS C 8918）の公称最大出力。なお、日本産業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）は、太陽電池メーカーによる出荷後 25 年以上の出力保証がなされていること。なお、保証する出力は公称最大出力の 72%以上とする。
- オ 別紙 1「対象施設一覧」の「太陽電池モジュールに係る注意事項」で「耐塩害」とした施設については、海岸線から概ね 0.3 kmから 1 km以内の施設であるため、耐塩害仕様のモジュールとする。
- また、付随するその他の機器、配管、電気設備に加え、架台等これらの固定材や支持材についても塩害対策に配慮する。
- カ 製品の性能、耐久性、信頼性及び経済性を重視し提案すること。また、製造元が緊急時や故障時において即時に対応することが可能な保守体制であること。

②パワーコンディショナ及び接続箱

- ア 力率一定制御機能付きパワーコンディショナを提案するものとする。提案時は変換効率 93.5%以上を想定するが、電力会社及び監督員と協議し確定すること。
- イ パワーコンディショナの定格容量は、別紙 1 の容量以上とする。
- ウ パワーコンディショナ等の性能、設置場所に関しては騒音、振動、電波障害等を考慮すること。
- エ 必要に応じて、入力回路断路端子、逆流防止ダイオード、配線用遮断器を備えた接続箱、集電盤を設置する。また、これらの機器の構造は屋外壁掛型を基本とし、材質、塗装色は監督員と協議する。
- オ パワーコンディショナや接続箱に、雷害対策を担う SPD（避雷器）を設置すること。

③計測監視装置

- ア 太陽光発電の発電電力、気象データなどの運転データ等を収集、記録するために、計測監視装置を設置すること。
- イ 装置の形状は問わないが、狭小なスペースにも対応可能な、できるだけコンパクトなものとし、取得データを欠損させないために小型 UPS（無停電電源装置）を設置すること。
- ウ 取得したデータは、直近で 5 年以上（上書き保存可）できるものとし、操作・閲覧、外部への報告、学校教育等に利用しやすいものとする。
- エ データの測定周期、演算周期については以下を原則とする。
- ・測定周期：6 秒間
 - ・演算周期：6 秒間（1 時間の場合もあり）
 - ・データ格納周期：1 分間及び 1 時間
- オ 系統停電時においても、復旧後自動的かつ速やかにデータ計測を再開可能なシステム構成とすること。
- カ 計測監視装置の設置場所は、屋内を基本とし、計測監視装置の電源電圧は AC100V を基本とし、必要な電源についても設置すること。なお、既設の電源が利用可能な場合は、施設及び監督員の承諾を得て使用すること。

④気象センサー類

ア パネルの激しい汚れや装置の故障等、異常状態を早期に発見するため、また故障の原因探求しやすくするために、全天日射計と気温計を各施設1箇所につき1台ずつ設置し、それに伴い必要なデータ検出用機器及び信号変換器類も設置すること。

イ 日射計は、以下のとおりとすること。

- ・計測精度は、ISO 9060：2018年版 クラスC相当とする。
- ・測定対象は、傾斜面日射として太陽光パネルのアレイ面と平行に設置する。
- ・アレイの方位と傾斜面が複数ある場合は、水平面日射を計測する。
- ・設置は、太陽光パネルと同様の日射条件で、かつメンテナンスが容易な場所とする。

ウ 気温計は、以下のとおりとすること。

- ・種類は、測温抵抗体とし、Pt100Ω JIS A級相当とする。
- ・設置は、太陽光パネルと同様の日射条件で、かつメンテナンスが容易な場所とする。

エ データ検出用機器及び信号変換器類は、以下のとおりとすること。

- ・信号変換器（トランスデューサ）の精度は±0.5%以下とする。
- ・信号変換器は、接続箱やパワーコンディショナ内に収納してもよい。

⑤データ表示装置

ア 液晶モニター（屋内仕様）43インチ以上を提案するものとする。

イ 表示内容は、現在の発電状況（可能な範囲でオリジナルデザインとする）、気温、日報・月報・年報グラフ、写真＋任意メッセージ等の自動切換え、太陽光発電設備の仕組みに係る説明（文字やイラストを使用）等とすること。

ウ 設置方法は、天井吊り、壁掛け、スタンドの中から最適な方法を提案すること。

エ 設置場所は、玄関ホールや事務所入り口など、できるだけ多くの人の目に触れる場所を選定すること。ただし、施設利用者の安全を確保した上で場所を選定すること。

オ 表示装置の電源電圧は AC100V を基本とし、必要な電源についても設置すること。なお、既設の電源が利用可能な場合は、施設及び監督員の承諾を得て使用すること。

⑥太陽電池モジュール架台、基礎及び付属品

ア 太陽電池モジュールは陸屋根部に傾斜角度 20 度、方位は南向きを基本として設置する。ただし、周辺環境、建物構造上、建築基準法関係規定や都市計画法（高さ制限、日影制限等）により設置を制限される場合はこの限りではない。

イ 架台強度は、太陽電池モジュールの自重に加え、風圧、積雪、地震等の荷重に十分に耐え、長期的な耐久性が担保されたものとする。

ウ 基礎は、太陽電池モジュール架台を支えるための十分な強度を確保し、陸屋根スラブと堅固に定着させたものとする。

エ 基礎は、できる限り梁の直上に設置する。

オ 基礎の材質は、鋼製を基本とする。

カ 基礎のアンカーは、既存コンクリート躯体にあと施工アンカーで固着する。

キ あと施工アンカーは、おねじ形メカニカルアンカー又は接着系アンカーを使用する。後者を使用する場合は、所定の強度が発現するまで養生を行う。アンカーについては、強度の確認、選定計算書及び試験報告書の提出を行う。

ク 施設の用途および防災機能に応じ設定されている大地震動に対する耐震安全性の目標に対し、太陽光発電設備の移動、転倒、損傷の生じない固定方法を検討し、選定する。

- ケ 基礎工事は、防水層に対するダメージを極力軽減するとともに、基礎工事に関係する部分の防水性確保が確実な計画とする。
- コ 防水工事は本設備の基礎工事に関係する施工範囲を対象とする。
- サ 基礎工事は、将来実施される屋上防水改修工事が施工を容易とするものとする。
- シ 屋外で使用するボルト等はステンレス鋼製とし、配管支持材についても防食に配慮する。

⑦電気設備

- ア キュービクルは、パワーコンディショナ等の分散電源を接続するため配線用遮断器（逆接続可能型漏電遮断器、中性線欠相保護付、メガテスト出力付）を増設する。スペースが確保できない場合は、キュービクルの外部に連携盤を設けて接続する。
- イ 選定事業者は、逆潮流防止のため、以下の装置を必要に応じて設置すること。また、設置の際には電力会社に事前確認を行うこと。
 - ・OVGR（過電圧継電器）
 - ・ZPD（零相電圧検出器）
 - ・RPR（逆電力継電器）
 - ・その他、逆潮流防止に必要なもの
- ウ JPEA（一般社団法人太陽光発電協会）の保守点検ガイドラインを参考としつつ、太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準等を所管の消防署に確認すること。
- エ 消防庁告示第7号の基準に適合したキュービクル式非常用電源専用受電設備（認定キュービクル）が設置されている場合は、選定事業者が所轄の消防署と協議を行い、指示を受ける。
- オ 屋外露出配線は厚鋼電線管による金属管配線とし、塗装を施す。
- カ 屋内露出配線は、原則として金属管配線もしくは金属線ぴ配線とする。
- キ 電気室・棟間、棟・棟間等を横断する配線は、原則として、地中管路とするが、施設の現況に合わせて配線を行った方が良い場合は、施設及び監督員の承諾を得たうえで、地中管路以外も適用できるものとする。ただし、都市景観形成地区内の施設は地中管路とする。
- ク プルボックスの仕様は、屋内は鋼板製、屋外はステンレス鋼板製（メラミン焼付塗装又は粉体塗装）とする。
- ケ 異常等が発生した場合は、警報盤に一括警報を出力表示させるものとする。警報盤の位置は施設及び監督員との協議により決定する。なお、既設の警報盤や中央監視装置に予備がある場合は、施設及び監督員の承諾を得て出力表示させること。
- コ 自立運転が必要な施設については、防災用として必要に応じて切替盤やコンセント盤を設ける。
- サ 自立運転用負荷の電源容量は3kVA以上とし、コンセント用として1.5kVA以上の電源2回線供給とするが、緊急時にコンセント以外も利用できるよう電源側には出力端子を設ける。また、一次側には保安と安全対策上の手元開閉器を設置する。
- シ 自立運転用負荷の設置場所は、維持管理に配慮した場所とし、自立運転時に電力が利用できる状態であることを示すパイロットランプ付きとする。
- ス 自立運転用電源には、その存在と自立運転の概要を説明した表示を行う。

(3) 整備にあたり配慮すべき事項

- ア 太陽光モジュール、配管・配線等の設置にあたっては、設置位置や周辺の利用状況、近隣地域の状況等を勘案し、必要な安全対策、反射光対策等を講じる。なお、対策を講じることで前述の一般的要件を満たすことが困難になる場合は、監督員と協議すること。

イ 建築基準法や都市計画法等で建築物の高さ、日影規制、斜線制限を受ける施設については、太陽光発電設備を設置する際に、これらの建築基準関係規定に適合するよう選定事業者において確認を行う。

ウ 太陽光モジュール、配管等は、耐震に関する基準・指針等に準じて、大地震動時の水平方向及び鉛直方向の地震力に対し、落下、移動、転倒、破損等が生じないように固定すること。また、風圧荷重、積雪荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重に対し安定であること。

エ 機器の選定、設置に関しては、施設屋上等の占有面積を少なくできるよう、配慮したうえで、保守点検及び維持管理の際に必要な作業スペースを考慮した整備を行うこと。

オ ひとつの施設内では同一業者、同一製品を採用するものとする。ただし、同一とできない特段の理由がある場合は、監督員と協議する。

(4) その他

ア 既存の建物や設備機器、配管等への影響に十分配慮する。

イ 将来の維持管理、機器更新、その他の工事を考慮し設計を行う。

ウ 対象施設において、将来、想定される改修や改築工事等の情報収集を行なうと同時に、監督員と十分に協議し、機器の配置や配線・配管ルートを決定する。

Ⅲ 統括管理業務に係る要求水準

1 基本事項

(1) 統括体制及び統括責任者の配置

選定事業者は、統括管理業務を遂行するにあたっては、以下に示す有資格者等をJV構成員の中から配置し、事業着手前に監督員の承認を得る。なお、全体業務の履行期間中において、その者が統括責任者として著しく不相当と監督員がみなした場合、選定事業者は、速やかに適正な措置を講じる。

①統括責任者

- ア 選定事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富な者を統括責任者として選定し、その者の経歴及び資格を監督員に提出し、承諾を得る。
- イ 統括責任者は、事業全体において、各業務を統括し、事業全体を調整するため、趣旨・内容を総括的に反映できる者とし、以下のいずれかの者でなければならない。
 - a 設計業務において選定した管理技術者（兼務可とする）
 - b 施工業務において選定した代表技術者（兼務可とする）
 - c その他、上記 a または b と同等以上の資格要件を兼ね備えた者（専任とする）

(2) 業務の内容

選定事業者は、個別に実施される設計業務、施工業務、工事監理業務について、事業の全期間にわたり総合的かつ包括的に統括管理できる体制を構築することが重要である。それを実現するため、選定事業者は統括管理業務を実施する。統括管理業務は、以下の業務とする。

- ア 総合的かつ包括的な統括管理
- イ 要求水準等の確保及び提案事項の実施確保
- ウ 品質の確保
- エ コスト管理
- オ スケジュール管理
- カ その他統括管理業務において必要な業務

(3) 業務の期間

事業全体のスケジュールに整合させ、選定事業者が計画する。

2 統括管理業務の基本方針

本事業の目的及び基本方針を踏まえ、事業期間において、統括管理業務の実施にあたっては以下の方針に基づき業務を行う。なお、以下の方針以外にも、良好な施設環境を確保するための配慮を行う。

- ア 全事業期間において、業務全体を一元管理できるように、各JV構成員及び協力企業との連携・役割・責任分担が明確にわかるように業務実施体制を構築する。
- イ 統括責任者は、各業務の業務責任者及び業務担当者が業務を円滑に遂行し、法令等を遵守するよう管理・監督するとともに、必要に応じて指導する。
- ウ 統括責任者は、各業務責任者にそれぞれの業務のセルフモニタリングを行わせるとともに、その結果について要求水準等が適切に確保されているか自己評価を行い、監督員に報告する。

3 統括管理業務の要求水準

(1) 要求水準等の確保及び提案事項の実施確認

①要求水準等の確保及び提案事項の実施確認の基本的な考え方

ア 選定事業者は、本業務を履行する過程の各段階（下記参照）において、本書等に記載する事項との適合性を確認できるように、モニタリングの基礎となる「要求水準等確認計画書」を作成する。また、各段階において要求水準等が適切に確保されていること、及び提案事項が実施されていることを確認し「要求水準等確認報告書」を監督員に提出すること。

＜本事業の履行過程の各段階＞

- ・ 設計開始前
- ・ 設計完了時
- ・ 施工計画時
- ・ 施工完了時
- ・ 工事監理前
- ・ 工事監理後 等

②セルフモニタリングの実施

- ア 統括責任者は、設計開始前に「要求水準等確認計画書」を監督員と協議のうえで作成し、監督員に提出する。
- イ 統括責任者は、「IV設計業務に係る要求水準」、「V施工業務に係る要求水準」、「VI工事監理業務に係る要求水準」で示された各業務責任者が作成した「要求水準等確認計画書」の妥当性などを確認する。
- ウ 各段階に係る「要求水準等確認計画書」においては、個別の確認項目ごとに要求水準等の達成を確認する方法（仕様書、設計図、計算書、性能を証明する書類、施工現場での記録等）、確認日、確認者、判定結果やその他必要と思われる事項を記載するものとする。
- エ 「要求水準等確認計画書」の整合性を確保するため、記載された個別の項目ごとに、各段階で連続して確認ができると同時に選定事業者と監督員の疑義が確認できるようにする。
- オ 「要求水準等確認計画書」は、設計開始前、工事計画時など業務の進捗に応じた適正な時期に、適宜変更及び見直しを行うものとする。

③モニタリングの受検

ア 統括責任者は、「要求水準等確認計画書」に記載された個別の確認項目が適正に実施されているかを確認し、「要求水準等確認報告書」として取りまとめを行い、監督員に提出し、モニタリングを受けること。

(2) 業務報告及び書類・図書等の提出

ア 選定事業者は、「全体工程表」に基づき定期的に監督員に対して業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、別紙2「提出書類一覧（統括管理業務）」に示す書類等を監督員に提出し、承諾を得る。

(3) 設計図書等の修正

- ア 監督員は、選定事業者から提出された設計図書等の内容が要求水準等未達と判断した場合には、選定事業者の責任及び負担において修正を求めることができる。なお、これによる工期延期は認めないものとする。
- イ 上記の場合、選定事業者は速やかに設計図書等の修正を行ない、修正内容については監督

員に確認資料を提示して承諾を受けること。

(4) 施工の是正及び修補

ア 監督員は、選定事業者が施工した本事業の設備等が要求水準等未達と判断した場合には、選定事業者の責任及び負担において修正を求めることができる。なお、これによる工期延期は認めないものとする。

イ 上記の場合、選定事業者は速やかに本事業の設備等の是正及び修補を行ない、是正及び修補内容については県に確認資料を提示して承諾を受けること。

(5) 品質の確保

ア 選定事業者は、適用される法令、基準等を遵守し、要求水準等を満たしたうえで、提案書及び設計業務にて作成した設計図書を基に、「全体工程表」のとおり竣工引渡しをできるよう各業務の統括管理を行うこと。

イ 統括責任者の下に、「IV設計業務の要求水準」、「V施工業務の要求水準」、「VI工事監理業務の要求水準」で示された技術者を配置し、関係者との連携、役割分担、責任分担を明確化した業務実施体制を構築すること。

ウ 各関係者と本業務の推進と相互調整を図り、業務推進を行なうとともに業務水準向上に努めること。

(6) コスト管理

ア 選定事業者は、事業の継続期間中を通じて、施設の要求水準等や業務の与条件に変更が生じ、事業費の変動が起こる可能性がある場合には、監督員に都度概算を提示して変更の是非を協議する。また、監督員の意思決定に必要なコスト管理は、コスト増減管理表を用いて常に実施すること。

(7) スケジュール管理

ア 本事業は施設運営を継続しながら行うため、選定事業者は各施設の利用形態を最優先して、施設の運営に影響を与えないように設計業務、施工業務、工事監理業務を実施すること。

イ 業務着手に先立ち、「全体工程表」を監督員に提出し、承諾を得ること。

「全体工程表」の策定にあたっては、県との契約締結後、速やかに施設の現地調査・ヒアリングを実施し、屋上防水工事など他の工事（別紙1「対象施設一覧」も参照のこと）との調整も十分踏まえ、その結果をもとに策定すること。

ウ 選定事業者は、監督員の意思決定に必要な検討期間を十分考慮したスケジュール設定を行うこと。

エ 選定事業者は、資材調達、労務の確保等について社会情勢等を考慮して適切な時期に発注を行なうなど適正管理に努めること。統括責任者を中心として設計・施工業務のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。

(8) その他統括管理業務において必要な業務

選定事業者は、その他統括管理業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

IV 設計業務に係る要求水準

1 基本事項

(1) 設計体制及び管理技術者等の配置

選定事業者は、設計業務を遂行するにあたっては、以下に示す有資格者等を配置し、設計業務着手前に監督員の承諾を得る。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者又は担当主任技術者として著しく不相当と監督員がみなした場合、選定事業者は、速やかに適正な措置を講じる。

①管理技術者（設計業務責任者）

- ア 選定事業者は、業務遂行にあたって、JV構成員の中から、あらかじめ実務経験が豊富な管理技術者を設計業務責任者として選定し、その者の経歴及び資格を監督員に提出し、承諾を得る。
- イ 管理技術者は、設計において、電気設備及び建築の設計趣旨・内容を総括的に反映できる者とし、一級建築士又は技術士（総合技術監理部門）でなければならない。
- ウ 工事監理業務管理技術者（工事監理業務責任者）と兼務可能。

②担当主任技術者（電気担当主任技術者）

JV構成員のうち、ア～エのいずれかに該当する者

- ア 設備設計一級建築士又は建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者
- イ 一級電気工事施工管理技士資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- ウ 電気主任技術者資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- エ 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門電気電子）

③担当主任技術者（建築担当主任技術者）

以下の資格を有する者

- ア 構造設計一級建築士（ただし、一級建築士として5年以上の構造設計実務経験を有する者も可）

(2) 業務の内容

選定事業者は、要求水準等に基づき、対象施設における太陽光発電設備を整備するために必要な以下の設計業務を行う。

- ア 太陽光発電設備の設計のための事前調査業務。
- イ 太陽光発電設備の施工に係る設計業務（各対象施設の設計図書作成等）。
- ウ その他、付随する業務（以下で示す、書類・図書等の作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、施設との調整も含む。）

なお、各対象施設の配置図及び各階平面図（CADデータ）は県より提供する。

(3) 業務の期間

事業全体のスケジュールに整合させ、選定事業者が計画する。

2 設計業務の基本方針

本事業の目的及び基本方針を踏まえ、設計業務の実施にあたっては以下の方針に基づき業務を行う。なお、以下の項目以外にも、良好な施設環境を確保するための配慮を行う。

(1) 太陽光発電設備の性能（効率性、維持管理性、操作性）及び安全性への配慮

ア 太陽光発電設備の性能（仕様、容量等）の決定にあたっては、施設用途ごとに異なる利用形態、特徴や設置位置の与条件などに配慮した上で効率性が最も優れているものとする。設置後の維持管理性、操作性についても考慮する。

イ 導入される機材の配置や仕様、施工の時期、期間、方法等を十分に検討し、施設関係者等の安全確保に留意する。

ウ 各施設の敷地条件の違いに配慮した計画とし、機器の設置にあたっては、施設環境及び周辺地域への影響（光害、景観等）に配慮する。

(2) 確実かつ妥当性のある設計計画及び設計体制

ア 本事業で求める供用開始時期に合わせ、確実に設備利用が可能となる確実かつ妥当性のある設計計画・設計体制とする。

イ 性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な設計体制を構築し、全施設において統一的な品質管理が可能となるよう配慮する。

(3) フレキシビリティの確保

ア 将来の太陽光発電モジュールの改修や移設に配慮した計画とする。

イ 将来の屋上防水工事の施工性に配慮した計画とする。

3 設計業務の要求水準

(1) 設計及びその関連業務

① 事前調査及びその関連業務

選定事業者は、事業の実施にあたり必要となる現況調査（既存工作物等を含む）、躯体仕上げ等の劣化度調査及び既存建築物の構造計算の再確認を選定事業者の責任において、必要な時期に適切な内容で行うこと。なお、構造確認については、県が令和5年度に実施した事前調査結果を参考として提供する。

選定事業者は、本事業に必要な範囲において、機械設備、電気設備、通信設備等の状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行い、監督員に報告すること。

選定事業者が県の協力を必要とする場合、監督員は資料提供、その他について協力する。

設計にあたっては、対象施設の屋上防水工事など他の工事（別紙1「対象施設一覧」も参照のこと）との調整を踏まえた内容のものとする。

② 法規制に係る事前相談等

選定事業者は、関連する法規制に関する関係機関等への事前相談、協議等を設計初期段階から行うこと。なお、監督員は設計の検討内容について、いつでも選定事業者を確認できるものとする。

③ 設計計画書の提出

選定事業者は、設計業務着手前に詳細工程表を含む設計計画書及びそれに付随する書類を作成し、監督員の確認を得ること。

特に、各施設の設計から施工・引渡し・所有権移転及び必要な届出等を含む工程を示した工

程表を含めること。

④設計内容の協議

設計にあたっては、監督員と協議し行う。協議の方法、頻度など業務の詳細については選定事業者の提案による。また、監督員との協議内容については、協議記録を作成し、相互に確認する。

⑤設計変更

監督員は、設計内容に対し、契約期間及び金額の変更を伴わず、かつ選定事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。また、選定事業者として設計変更の必要性が生じた場合は、契約期間及び金額の変更を伴わない範囲で、その変更内容及び概算費用について監督員の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。

⑥積算確認

施工業務責任者（20 頁参照）が設計図に基づき積算した工事内訳書については、設計業務責任者が必ず確認すること。工事内訳書の構成については監督員との協議によること（細目内訳については公共建築工事内訳書書式（建築工事編・設備工事編）による。）。

⑦設計意図の伝達

施工業務段階において、国土交通省告示第 98 号別添一 1 項三号に定める設計意図伝達業務を行うこと。

（2）業務の報告及び書類・図書等の提出

選定事業者は、設計計画書に基づき定期的に監督員に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、別紙 3「提出書類一覧表（設計業務）」に示す書類・図書等について様式を含めて作成する。監督員への提出時期については、施工業務着手前に当該施設分を提出し、監督員の承諾を得る。ただし、施設の他工事との調整等により一部を先行して承諾することも可能であるため監督員と協議すること。

なお、設計に関する書類・図書等の著作権は県に帰属する。

（3）セルフモニタリングの実施

ア 選定事業者は、設計業務着手前に「要求水準等確認計画書」を監督員と協議の上で作成し、監督員に提出するとともに、監督員の承諾を受けること。

イ 「要求水準等確認計画書」においては、個別の確認項目毎に、要求水準等の確認方法（性能を客観的に証明する書類等）、確認時期（設計図書の作成時期等）、確認者及びその他必要な事項を記載すること。

ウ 選定事業者は、個別の確認項目毎に、「要求水準等確認計画書」を用いて、確認の時期が到来した都度、上記イの確認手法によって、要求水準等を満たしているか、セルフモニタリングを実施すること。

エ 「要求水準等確認計画書」については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うこと。

（4）モニタリングの受検

ア 設計完了時に、別紙 3 に定める図書と共に、設計業務に係る「要求水準等確認報告書」を監督員へ提出し、モニタリングを受けること。

イ 設計の各段階において確定しない事項がある場合は、「施工時に対応予定」である旨を「要求水準等確認報告書」に明記し、施工時に内容が確定した段階で、改めて監督員の承諾を受けること。

(5) その他設計業務において必要な業務

選定事業者は、設計業務完了後すみやかに、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）利用規約に基づき業務カルテを作成し、監督員の承諾を受ける。また、確認後の業務カルテを（財）公共建築協会公共建築設計者情報センターへ提出のうえ業務カルテ受領書を受け取り、設計業務完了後 10 日以内にその写しを監督員に提出すること。

選定事業者は、その他設計業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

V 施工業務に係る要求水準

1 基本事項

(1) 施工体制及び技術者等の配置

選定事業者は、施工業務を遂行するにあたっては、建設業法の定めを遵守し、以下に示す有資格者等を配置し、施工業務着手前に監督員の承認を得る。なお、施工業務の履行期間中において、その者が現場代理人、技術者又は現場担当者として著しく不相当と監督員がみなした場合、選定事業者は、速やかに適正な措置を講じる。

① 現場代理人（施工業務責任者）

ア 別紙8「業務実施体制図」に基づき、施工業務全体を総合的に把握し調整を行う施工業務責任者をJV構成員の中から定め、組織体制と合わせて業務着手前に工事監理業務責任者（27頁以降参照）が確認したものを施工計画書に記載の上、書面にて監督員に報告すること。

イ 施工業務責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。

- ・施工業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
- ・現場で生じる各種課題や監督員からの求めに対し、的確な対応ができる者

② 技術者

選定事業者は、JV構成員の中から、技術者を専任で配置し、1名を代表技術者として選定すること。

○代表技術者：

- ・監理技術者の資格を有すること。
- ・現場代理人と兼務可。
- ・施工現場の稼働している箇所が1か所あるいは1グループの時のみ、当該施工現場における現場担当者と兼務可。

○代表技術者以外の技術者：

- ・監理技術者又は主任技術者の資格を有すること。
- ・現場担当者と兼務可。

③ 現場担当者

上記②技術者のもとに、施設ごとに現場担当者を配置すること（上記②技術者が、現場担当者を兼ねる場合はこの限りでない）。現場担当者は、次の要件を満たす者を選出すること。

- ・建設業法第26条第1項に規定する主任技術者と同等以上の資格を有する者

なお、施工期間が重複し、かつ各施設の相互距離が10km程度以内の施設であれば、現場担当者は複数施設を兼務することができる。この場合、1名の現場担当者が兼務可能な施設数は、3か所以内とする。

(2) 業務の内容

選定事業者は、設計図書に基づき、対象施設における太陽光発電設備に係る以下の施工業務等を行う。

ア 太陽光発電設備の施工のための事前調査業務

イ 太陽光発電設備の施工業務（施工業務には、当該太陽光発電設備の導入に伴う、一切の工事（機器基礎、電気関連の設備、配線・配管の整備、表示装置など）を含む。）

ウ その他、付随する業務（以下で示す、書類・図書等の作成及び提出、並びに調整、報告、

申請、検査等。なお、調整業務には、施設との調整も含む。)

(3) 業務の期間

「I 5 本事業のスケジュール」に定める施工期間の終了日までとする。

2 施工業務の基本方針

本事業の目的及び基本方針を踏まえ、施工業務の実施にあたっては以下の方針に基づき業務を行う。なお、以下の項目以外にも、良好な施設環境を確保するために配慮を行う。

(1) 確実かつ妥当性のある施工計画及び施工体制、安全性への配慮

ア 「I 5 本事業のスケジュール」に示す期間中に、業務が完了する確実性、妥当性の高い施工計画・施工体制とする。

イ 各施設の運営上の特性に十分配慮した上で、施工期間中における施設現場の安全確保を行う。

ウ 施工に伴う施設環境及び周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）に十分配慮する。

エ 性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な施工体制を構築し、全対象施設において統一的な品質管理体制が可能となるよう配慮する。

(2) 施工時の品質確保

ア 施工時の各段階において、定められた施工手順、手法、材料等を用いて業務を実施し、成果物の品質を確保する。

イ 施設ごとの品質については、要求水準等以上の統一性のある品質を確保する。

(3) 環境負荷低減への配慮

ア 施工段階においても、環境負荷の低減に配慮し、廃棄物の削減を図る。

3 施工業務の要求水準

(1) 施工及びその関連業務

ア 選定事業者は、太陽光発電設備工事一式を施工する。

イ 施工その他、太陽光発電設備整備にあたって必要となる各種申請、届出等は、選定事業者の責任において行う。

ウ 仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務は、選定事業者がその責任において行う。

エ 選定事業者は、太陽光発電設備の施工期間中、工事現場に常に工事記録を整備する。

オ 施設に選任されている電気主任技術者の立会に要する費用等は、選定事業者の責任において負担する。

カ 選定事業者は、太陽光発電設備の施工に際し、照明器具、感知器等の施設の既存物の撤去・再取付や移設が必要となる場合には、監督員及び施設と協議し、監督員の指示に基づき、選定事業者の負担においてこれらを撤去・再取付・移設し、速やかに機能復旧等を行う。ただし、監督員が機能復旧等を不要としたものは、この限りではない。

キ 選定事業者は、あらかじめ作成した「要求水準等確認計画書」に基づき、施工業務の完了にあたり、自主的に施工状況や調整の結果等の内容を検査し、その結果を「要求水準等確認報告書」により監督員に報告する。なお、「要求水準等確認計画書」は、事前に監督員の承諾を得ること。

ク 基礎工事と漏水の因果関係を説明できるよう、基礎工事の施工前に現状を記録すること。

- ケ 防水工事は、太陽電池モジュールの基礎工事に関係する施工範囲を対象とする。施工にあたっては、下部に漏水を及ぼさないように十分配慮するとともに、万が一漏水が発生した場合は、速やかに施設及び監督員に報告すると同時に原因究明し、補修を実施する。
- コ 選定事業者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後 10 日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から 10 日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後 10 日以内に、それぞれの情報を一般社団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）へ登録すること。

（２）業務の報告及び書類・図書等の提出

選定事業者は、施工計画書に基づき定期的に監督員に対して施工業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、別紙 4「提出書類一覧（施工業務）」に示す書類・図書等について様式を含めて作成の上、監督員に提出し、承諾を得る。

なお、工事着手届出書には各施設の施工・引渡し及び必要な届出等を含む工程を示した詳細工程表を含めること。

（３）現場作業日・作業時間

- ア 現場作業日、作業時間は、施設運営・施設行事等に影響のない範囲とし、原則、次による。
- なお、事前に施設と作業工程について十分に協議を行う。
- イ 基本的な作業時間は、平日の 8:00 から 18:00 までとする。また、騒音・振動を伴う作業は、施設運営に影響がない時間帯に行う。実施日においては、事前に施設と十分に調整の上で行う。
- ウ 実施日においては、工事車両の通行は十分に注意し事故が発生しないように行う。施設を運営しながらの工事であるため工事車両の通行を禁止すべき時間帯については、施設と十分協議の上、決定すること。安全対策について各施設と調整を行い、確実に対策を取った上で、注意して工事車両を通行させること。
- エ 原則として、施設の閉庁日及び閉庁時間帯は作業を行わない。やむを得ず閉庁日等に作業を行う場合、近隣に配慮し、施設の了解を得た上で作業を行う。施設の管理者が立会できない場合は、施設が委託する警備管理業者と調整を行うこと。この場合、発生する費用は事業者の負担とする。
- オ 施設の閉庁日等であっても、施設及び敷地内が使用されることに留意する。また、閉庁日等の作業は、連続して行わないなど、施設の管理者の通常勤務時間外に継続的に出務することがないように十分配慮する。

（４）エネルギー供給、設備システム等の機能確保

- ア 電力、ガス、水道等のエネルギー供給、既存設備システムは、施工期間中も従前の機能を確保し、必要に応じて配管・配線の盛り替え等の措置を講じる。
- イ 施工に伴い、機能が一時的に停止する場合は、事前に監督員及び施設と協議し、必要に応じて代替措置を講じる。
- ウ 機械警備システムが施工上支障となる場合、監督員、施設及び施設が委託する警備管理業者と協議の上、必要な措置を講じる。なお、この場合、警備管理業者が施工等を行い、必要な費用は選定事業者の負担とする。
- エ 自動火災報知設備等の防災システムは、施工中も正常な動作を担保すること。やむを得ず稼働できない場合には、監督員、施設及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講じる。
- オ 構内 LAN 設備が施工上支障となる場合、監督員及び施設と協議の上、必要な措置を講じ

る。なお、必要な費用は選定事業者の負担とする。

(5) 他の工事との調整

ア 施工にあたっては、対象施設の屋上防水工事など他の工事（別紙1「対象施設一覧」も参照のこと）との調整を踏まえた内容のものとすること。

イ 本事業期間中に対象施設の敷地内において、他の工事や作業等が行われる場合は、監督員及び施設を通じ、別途工事等の請負者と十分調整を行い、本事業を円滑に進めること。

(6) 安全性の確保等

ア 施工中は、「I 9 遵守すべき法制度等」に示す法令等や各種基準、指針等に従い、施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。

イ 「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に施工中の安全確保に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。

ウ 施工にあたっては、施設関係者、施設利用者及び近隣住民等に対する安全確保を最優先すること。

エ 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場に適切な責任者をおき、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行わせる。

オ 気象予報又は警報等には常に注意を払い、災害の発生防止に努める。

カ 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び施設と監督員の指示する全ての箇所に安全区画を設定する。工事用車両の運行経路の決定にあたっては、施設関係者、施設利用者及び近隣住民等の安全に十分配慮し、事前に監督員及び施設との協議・調整を行うこと。

キ 工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努める。施設の敷地周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁じる。

ク 大型資材搬入時には警備員を配置する等、選定事業者の責任で安全の確保に配慮する。

ケ 選定事業者は駐車場、資材置場、工事車両置場等の位置について施設に承諾を得る。

コ 火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図る。対象施設の敷地内及び施設付近は、禁煙とする。

サ 施工に必要な工事用足場について、屋外に設置するものは原則、手すり先行枠組み足場を使用し、墜落防止措置等を講じる。

シ 選定事業者の提案に基づき、天井ボード類や仕上塗材（天井内等の隠ぺい部分に存在する場合を含む）を施工する場合は、選定事業者の責任において法令を遵守し施工を行う。

ス 施工に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル等、再資源化に努め、再生資源の積極的活用を努める。

セ 選定事業者は、自家用電気工作物の改修等に伴い、施設が選任した電気主任技術者の立会等の措置を講じる。なお、費用は選定事業者の負担とし、必要な届出を提出する。

(7) 非常時・緊急時の対応

ア 事故・火災発生時等の非常時・緊急時の対応について、選定事業者はあらかじめ「防災マニュアル」を作成する。また、事故等が発生した場合は、「防災マニュアル」に従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じる。

イ 事故等が発生した場合は、直ちに監督員及び施設に連絡する。

(8) 近隣対策等

- ア 選定事業者は、その責任及び負担において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他太陽光発電設備の設置により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。
- イ 近隣住民への影響が見込まれる場合は、事前に施工の内容、影響等について、監督員及び施設と協議の上、近隣住民への周知を行う。

(9) 工事現場の管理等

- ア 選定事業者は、出入口付近に工事用看板を設置するほか、建設業法他関係法令等に基づき、必要な掲示を行う。また、事前に監督員及び施設も含めた緊急連絡簿を県及び施設に届け出る。
- イ 選定事業者は、太陽光発電設備の設置工事を行うにあたって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにした上で、事前に監督員及び施設に届け出て、承諾を得る。
- ウ 選定事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行う。
- エ 選定事業者は、作業時に施設内の器物や作品等を破損しないよう十分に注意する。破損事故等が発生した場合は、施設、監督員に直ちに連絡し、その指示に従う。

(10) セルフモニタリングの実施

- ア 選定事業者は、施工業務着手前に「要求水準等確認計画書」を監督員と協議の上で作成し、監督員に提出するとともに監督員が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- イ 施工業務における「要求水準等確認計画書」については、設計業務責任者で作成することが適当と判断する部分については設計業務責任者に作成させ、工事監理業務責任者で作成することが適当と判断する部分については工事監理業務責任者に作成させることができる。
- ウ 施工業務に係る「要求水準等確認計画書」については、設計業務に係る「要求水準等確認計画書」及び「要求水準等確認報告書」との整合性を確保すること。個別の確認項目毎に、要求水準等の確認方法(性能を客観的に証明する書類、施工現場での測定等)、確認時期(計画書や施工図の作成時期、施工実施時期等)、確認者、その他必要な事項を記載すること。
- エ 選定事業者は、個別の確認項目毎に、「要求水準等確認計画書」を用いて、確認の時期が到来した都度、上記ウの確認手法によって、要求水準等を満たしているか、セルフモニタリングを実施すること。
- オ 施工業務に係る「要求水準等確認計画書」については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。

(11) モニタリングの受検

- ア 施工業務完了時に、別紙4「提出書類一覧表(施工業務)」に定める図書と共に「要求水準等確認報告」を監督員に提出し、モニタリングを受けること。

(12) 試運転調整

- ア 選定事業者は、以下の試運転調整を行う。なお、試運転調整を行う際は、施設の利用形態を考慮して行う。
- イ 太陽光発電設備の施工完了後に、構造試験、性能試験(電気出力特性、絶縁抵抗、継電器

特性)、機能試験（総合動作）を行い、監督員に試験成績表を提出し、承諾を受ける。

(13) 完工後業務

自主検査及び竣工検査は、次の規定に即して実施し、太陽光発電設備を県に引き渡しを行う前段において完了させること。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分についてはこれを適用しない。

①選定事業者による自主検査等

- ア 選定事業者の責任及び負担において、施工業務責任者は、適切な者を検査員として選定し、自主検査及び太陽光発電設備の試運転検査（使用前自己確認を含む）を実施させること。その後、選定事業者は、工事監理者検査（29頁参照）を実施すること。
- イ 自主検査及び太陽光発電設備の試運転検査等の実施については、その実施日の14日前に、監督員に「自主検査実施計画書」として書面で通知すること。
- ウ 監督員は、選定事業者が行う各施設の自主検査及び太陽光発電設備の試運転検査に立合うことができるものとする。
- エ 選定事業者が自ら実施した自主検査の完了後に、速やかに「工事完了届」とともに、「自主検査記録書」を監督員に提出すること。
- オ 太陽光発電設備の試運転検査の結果を、検査結果に関する書面の写しを添えて監督員に「太陽光発電設備の試運転検査結果報告書」として提出すること。

②監督員の竣工検査等

- ア 監督員は、前述「①選定事業者による自主検査等」の終了後、各施設において、次の方法により行われる竣工検査等を実施する。
 - ・監督員は選定事業者の立会いの下で、竣工検査を実施する。
 - ・太陽光発電設備の取扱に関する説明を、前項の試運転とは別に施設ごとに実施する。

③竣工検査後の是正等

- ア 監督員は、前述「②監督員の竣工検査等」の結果、是正・補修等が必要な場合は、期限を定めた上で選定事業者へ書面をもって指示する。
- イ 前項アの書面の指示を受けた場合において、監督員が定める期日までに是正等を完了させること。
- ウ 各施設の竣工検査において是正等の指示を受けた場合は、当該是正工事等の内容を竣工図書に反映させること。

④竣工図書の提出

- ア 監督員による竣工検査後に、速やかに竣工図書を監督員に提出すること。なお、提出すべき竣工図書については、別紙4「提出書類一覧表（施工業務）」を参照のこと。

(14) 工事写真

- ア 「営繕工事写真撮影要領（国土交通省）」に基づき、工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真（JPG形式のデータ一式（媒体はCD又はDVD））を監督員に提出する。

(15) 太陽光発電設備の引渡し

- ア 選定事業者は、「全体工程表」のとおり、事業終了日までに、全ての対象施設の太陽光

発電設備の引渡しを完了するように施工を行う。

イ 上記の引渡し期限までの間において、施工が完了し準備が整った施設から順次引渡しを行うことができる。対象施設ごとの引渡し期限は選定事業からの提案に委ねるが、効率的な計画とすること。なお、具体的な引渡し日は提案された期限までの間において、監督員と協議して決定する。

ウ 太陽光発電設備の引渡しは、原則として対象施設ごとに行う。

エ 選定事業者は、施設の管理者に対し、太陽光発電設備の取扱いについて、「取扱説明書」に基づき、必要かつ十分な説明を行う。なお、「取扱説明書」は選定事業者があらかじめ作成し、監督員の承諾を受けること。

(16) その他施工業務において必要な業務

選定事業者は、その他施工業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

VI 工事監理業務に係る要求水準

1 基本事項

(1) 工事監理体制及び工事監理者等の配置

選定事業者は、工事監理業務を遂行するにあたっては、以下に示す有資格者等を配置し、工事監理業務着手前に監督員の承諾を得る。また、承諾を得た後は、施設に通知する。

別紙8「業務実施体制図」に基づき、工事監理業務全体を総合的に把握し調整を行う工事監理業務責任者を定め、組織体制と合わせて業務着手前に工事監理業務計画書に記載の上、監督員に報告すること。

工事監理の業務を行う企業は、当該施設の太陽光発電設備の施工業務を担当した企業であってはならず、また、これらの企業と相互に資本面若しくは人事面において関連のある企業であってはならない。

なお、工事監理業務の履行期間中において、その者が工事監理業務管理技術者、または担当主任技術者として著しく不適当と監督員がみなした場合、選定事業者は、速やかに適正な措置を講じる。

① 工事監理業務管理技術者（工事監理業務責任者）

- ア 選定事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富な者をJV構成員の中から工事監理業務責任者として選定し、その者の経歴及び資格を監督員に提出し、承諾を得る。
- イ 工事監理業務責任者は、工事監理において、電気設備及び建築の設計趣旨・内容を総括的に監理できる者とし、一級建築士又は技術士（総合技術監理部門）でなければならない。
- ウ 設計業務管理技術者（設計業務責任者）と兼務可能。
- エ 工事監理業務責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。
 - ・工事監理業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
 - ・現場で生じる各種課題や監督員からの求めに対し、的確な対応ができる者

② 担当主任技術者（電気担当主任技術者）

- ア 担当主任技術者（電気担当主任技術者）は、JV構成員の中から選定し、資格要件は、「IV 1（1）設計体制及び管理技術者等の配置」の「②担当主任技術者（電気担当主任技術者）」に示す設計業務にあたる者の資格要件に準じる。
- イ 設計業務の担当主任技術者（電気担当主任技術者）と兼務可能。

③ 担当主任技術者（建築担当主任技術者）

- ア 担当主任技術者（建築担当主任技術者）の資格要件は、「IV 1（1）設計体制及び管理技術者等の配置」の「③担当主任技術者（建築担当主任技術者）」に示す設計業務にあたる者の資格要件に準じる。
- イ 設計業務の担当主任技術者（建築担当主任技術者）と兼務可能。

(2) 業務の内容

選定事業者は、工事監理者を設置し、設計図書と施工内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に監督員に対して施工及び工事監理の状況を報告する。太陽光発電設備の整備に係る以下の工事監理業務を行う。

- ア 太陽光発電設備の施工に係る工事監理業務
- イ その他、付随する業務（以下で示す、書類・図書等の作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、施設との調整も含む。）

(3) 業務の期間

「I 5 本事業のスケジュール」に定める施工期間の終了日までとする。

2 工事監理業務の基本方針

本事業の目的及び基本方針を踏まえ、設計段階から、施工、太陽光発電設備の引き渡しまでの期間において、良好な施設環境を確保するための配慮を行うとともに、近隣地域への十分な配慮を講じる。また、監督員及び設計者、施工者との調整を適宜行い、施工等の品質を確保し、「I 5 本事業のスケジュール」に定める日に確実に供用開始ができるよう、工事監理を行う。

3 工事監理業務の要求水準

(1) 工事監理及びその関連業務

ア 選定事業者は、以下の業務のほか、太陽光発電設備の設置工事の適切な監理に必要な業務を行う。

- ・太陽光発電設備の整備に係る業務の工事監理を行う。
- ・太陽光発電設備の整備に係る業務で作成する全ての書類、図書が本書等に定める内容と相違ないかの審査を行う。
- ・協議記録を作成し、監督員に提出する。

イ 選定事業者は、工事監理業務の完了にあたって、「要求水準等確認計画書」に基づき、自主的に工事監理記録等の内容を検査し、その結果を監督員に報告する。

ウ 選定事業者は、監督員及び施設に対し工事監理の状況を報告し、監督員の承諾を受ける。ただし、この確認は、施工の状況、要求水準等に関して監督員が承認したことを意味するものではない。また、選定事業者は、監督員又は施設が要請したときには、施工の事前及び事後報告、施工状況の随時報告を行う。

エ 選定事業者は、施工完了時に自主検査を行う。

オ 選定事業者は施工が完了するごとに、監督員に対して自主検査の結果報告を行うとともに、施設に対しても、自主検査の結果報告を行う。

カ 選定事業者は、自主検査及び試運転の終了後、監督員立会いの下で竣工検査を受検する。

(2) 業務の報告及び書類・図書等の提出

選定事業者は、定期的に監督員に対して、施工及び工事監理の状況の説明及び報告を行うとともに、別紙5「提出書類一覧（工事監理業務）」に示す書類・図書等を監督員に提出し、承諾を得る。

(3) セルフモニタリングの実施

ア 選定事業者は、工事監理業務の実施前に「要求水準等確認計画書」を監督員と協議の上で作成し、監督員へ提出するとともに監督員の要求に適合していることの確認を受けること。

イ 選定事業者は、個別の確認項目毎に、「要求水準等確認計画書」を用いて、確認の時期が到来した都度、要求水準等を満たしているか、セルフモニタリングを実施すること。

ウ 工事監理業務に係る「要求水準等確認計画書」については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うこと。

(4) モニタリングの受検

選定事業者は、工事監理業務の完了前に「要求水準等確認報告書」と共に監督員へ報告し、モニタリングを受けること。

(5) 選定事業者による工事監理者検査

ア 施工業務責任者が選定した者による自主検査及び太陽光発電設備の試運転検査の完了後、選定事業者は、本事業において選任された工事監理者のうち当該対象施設の監理業務を担当した者以外の者の中から検査員を選定し、工事監理者検査を行う。

イ 選定事業者は、工事監理者検査の実施については、事前に「工事監理者検査実施計画書」として、実施日の14日前に、監督員に書面で通知すること。

ウ 監督員は、選定事業者が実施する工事監理者検査に立ち会うことができる。

エ 選定事業者は、監督員に対して自主検査記録やその他の検査結果の写しとともに「工事監理者検査記録書」を提出し、工事監理者検査の結果を報告する。

(6) 監督員による竣工検査

ア 監督員は、選定事業者による前項の自主検査及び試運転の終了後、選定事業者立会いの下で竣工検査を実施する。

イ 監督員は、選定事業者が用意する施工記録、セルフモニタリングの結果を確認し、太陽光発電設備が本書で定める太陽光発電設備の水準(以下「性能基準」という。)に適合しているか確認を行う。

ウ 太陽光発電設備の性能基準に関し、監督員が確認した結果、性能基準を満たしていない場合には、選定事業者に補修又は改善を求める。

(7) その他工事監理業務において必要な業務

選定事業者は、その他工事監理業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

- 別紙 1 対象施設一覧
- 別紙 2 提出書類一覧表（統括管理業務）
- 別紙 3 提出書類一覧表（設計業務）
- 別紙 4 提出書類一覧表（施工業務）
- 別紙 5 提出書類一覧表（工事監理業務）
- 別紙 6 業務分担表
- 別紙 7 リスク分担表
- 別紙 8 業務実施体制図

別紙 1 対象施設一覧

整理 No.	管理 No.	施設名称	所在地	設置予定建築物情報		太陽光設備 発電容量[kW]		太陽電池 モジュール 注意事項	基礎工事	受変電 改修	自立運転 出力負荷	他の屋上関係 工事と調整が 必要な施設 (※1)
				構造 階数	防水種別	太陽電池 モジュール	パワーコンディショナ					
1	4	朝倉総合庁舎	朝倉市甘木	RC造 地上4階	シート防水	20	20	—	要	要	不要	
2	5	朝倉東高等学校	朝倉市甘木水町	RC造 地上2階	アスファルト防水	13	10	—	既存基礎有り (RC)	要	要	
3	47	嘉穂特別支援学校	嘉穂市鴨生	RC造 地上2階	シート防水	10	10	—	要	要	要	
4	53	北九州教育事務所	直方市大字植木	RC造 地上2階	アスファルト防水	10	10	—	要	要	要	要
5	60	北筑前普及指導センター	福津市西福岡4丁目	RC造 地上2階	アスファルト防水	10	10	耐塩害	要	要	要	要
6	80	京葉教育事務所	豊前市大字吉木	RC造 地上2階	アスファルト防水	20	20	耐塩害	要	要	要	要
7	102	小倉商業高等学校	北九州市小倉南区富士見3丁目	SRC造 地上4階	アスファルト防水	10	10	—	要	要	要	
8	122	水産海洋技術センター内水面研究所	朝倉市山田	RC造 地上1階	塗膜防水	10	10	—	要	要	不要	
9	132	田川科学技術高等学校	田川市大字端	RC造 地上3階	アスファルト防水	30	30	—	要	要	要	
10	159	築城特別支援学校	築上郡築上町大字築城	RC造 地上4階	アスファルト防水	15	10	—	既存基礎有り (RC)	要	要	
11	166	戸畑高等学校	北九州市戸畑区夜宮3丁目	SRC造 地上5階	塗膜防水	30	30	避雷設備に係る 傾斜角検討必要	要	要	要	
12	179	直方高等学校	直方市大字頓野	RC造 地上4階	アスファルト防水	30	30	—	要	要	要	
13	212	北部家畜保健衛生所	嘉穂市漆生	RC造 地上2階	アスファルト防水	10	10	—	要	要	要	
14	241	八幡南高等学校	北九州市八幡西区の場町	RC造 地上4階	アスファルト防水	30	30	—	要	要	要	
15	253	行橋総合庁舎	行橋市中央1丁目	RC造 地上4階	シート防水	10	10	—	要	要	不要	

(※1)ただし、現時点の予定であり、今後、変更する可能性がある。

(空 白)

別紙2 提出書類一覧表（統括管理業務）

監督員に提出する書類・図書等は、以下に指定する部数、様式にて作成する。提出媒体については、適宜協議できるものとする。

1 着手前に提出する書類・図書等

No.	書類名称	部数	様式	提出媒体		備考
				紙	電子	
1	要求水準等確認計画書※1	1	A4	●	●	
2	全体工程表	1	A4	●	●	
3	統括責任者届	1	A4	●		経歴、資格等を含む

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が要求水準等を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

2 完了時に提出する書類・図書等

No.	書類名称	部数	様式	提出媒体		備考
				紙	電子	
1	要求水準等確認報告書※2	1	A4	●	●	
2	業務完了届	1	A4	●		対象施設ごと
3	成果物納入届	1	A4	●		対象施設ごと
4	協議記録	1	A4		●	対象施設ごと

※2 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が要求水準等を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

別紙3 提出書類一覧表（設計業務）

監督員に提出する書類・図書等は、以下に指定する部数、様式にて作成する。提出媒体については、適宜協議できるものとする。

1 着手前に提出する書類・図書等

No.	書類名称	部数	様式	提出媒体		備考
				紙	電子	
1	要求水準等確認計画書※1	1	A4	●	●	
2	設計計画書	1	A4	●	●	協力企業体制表、詳細工程表
3	管理技術者等届	1	A4	●		経歴、資格等を含む

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が要求水準等を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

2 完了時に提出する書類・図書等

No.	書類名称	部数	様式	提出媒体		備考
				紙	電子	
1	要求水準等確認報告書※2	1	A4	●	●	
2	業務完了届	1	A4	●		対象施設ごと
3	成果物納入届	1	A4	●		対象施設ごと
4	協議記録	1	A4		●	対象施設ごと
5	設計図	1	A4	●	●	対象施設ごと、A3 二つ折り製本
6	設計計算書	1	A4		●	対象施設ごと
7	月別・年度別想定発電量計算書	1	A4		●	対象施設ごと
8	業務カルテ情報確認書	1	A4	●	●	PUBDIS

※2 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が要求水準等を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

別紙4 提出書類一覧表（施工業務）

監督員に提出する書類・図書等は、以下に指定する部数、様式にて作成する。提出媒体については、適宜協議できるものとする。

1 着手前に提出する書類・図書等

No.	書類名称	部数	様式	提出媒体		備考
				紙	電子	
1	要求水準等確認計画書※1	1	A4	●	●	
2	工事着手届	1	A4	●		対象施設ごと 詳細工程表
3	現場代理人等届	1	A4	●		経歴、資格等を含む 現場担当者は、対象施設ごと
4	使用資材一覧表	1	A4		●	対象施設ごと
5	緊急連絡簿	1	A4		●	対象施設ごと
6	施工計画書	1	A4	●		対象施設ごと、仮設計画、防災マニュアル含む
7	総合評価における「簡易な施工計画」チェックシート	1	A4	●		対象施設ごと、施工計画書に内容を反映すること
8	予定工程表	1	A4	●	●	対象施設ごと
9	施工体制台帳	1	A3	●		対象施設ごと
10	建設業退職金共済組合掛金収納書等	1	A4	●		
11	工事保険証書の写し	1		●		
12	登録のための確認のお願い	1		●	●	コリンズ

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が要求水準等を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

2 施工中に提出する書類・図書等

No.	書類名称	部数	様式	提出媒体		備考
				紙	電子	
1	要求水準等確認計画書※2	1	A4	●	●	対象施設ごと
2	納入仕様書	1	A4		●	対象施設ごと
3	実施工程表	1	A4	●	●	対象施設ごと
4	施工図	1	A4		●	対象施設ごと
5	施工体制台帳	1	A4	●		対象施設ごと
6	関係官庁届出書類の届出済書類の写し	1	A4		●	対象施設ごと
7	機器搬入計画書	1	A4		●	対象施設ごと
8	建設副産物処理計画書	1	A4		●	対象施設ごと
9	協議記録	1	A4		●	対象施設ごと

※2 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が要求水準等を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

3 監督員による竣工確認時に提出する書類・図書等

No.	書類名称	部数	様式	提出媒体		備考
				紙	電子	
1	要求水準等確認計画書※3	1	A4	●	●	
2	工事完了届	1	A4	●		対象施設ごと
3	工事写真	1	A4		●	対象施設ごと
4	建設副産物処理報告書	1	A4		●	対象施設ごと
5	産業廃棄物管理票(写し)	1	A4	●		対象施設ごと
6	協議記録	1	A4		●	対象施設ごと
7	完成図	2	A4	●	● 1部	対象施設ごと、A3二つ折り製本(1部は対象施設へ納品)
8	機器完成図	1	A3		●	対象施設ごと
9	機器性能試験報告書	1	A4		●	対象施設ごと
10	機器取扱説明書	1	A4	●		対象施設ごと
11	機器納入者連絡先表	1	A4		●	対象施設ごと
12	試運転結果報告書	1	A4		●	対象施設ごと
13	自主検査実施計画書	1	A4		●	対象施設ごと
14	自主検査記録書	1	A4		●	対象施設ごと、その他試験成績書含む
15	総合評価における「簡易な施工計画」履行報告書	1	A4	●		対象施設ごと
16	引渡書	1	A4	●		対象施設ごと、対象施設へ納品
17	保証書	1	A4	●		対象施設ごと
18	付属工具リスト	2	A4	●	●	対象施設ごと、対象施設へ納品
19	関係官庁届出書類の届出済書類の写し	1	A4	●		対象施設ごと
20	建設業退職金共済制度に係る報告書	1	A4	●		対象施設ごと
21	登録内容確認書	1	A4	●	●	コリンズ

※3 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が要求水準等を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

別紙5 提出書類一覧表（工事監理業務）

監督員に提出する書類・図書等は、以下に指定する部数、様式にて作成する。提出媒体については、適宜協議できるものとする。

1 着手前に提出する書類・図書等

No.	書類名称	部数	様式	提出媒体		備考
				紙	電子	
1	要求水準等確認計画書※1	1	A4	●	●	対象施設ごと
2	工事監理者届	1	A4	●		対象施設ごと
3	工事監理業務計画書	1	A4		●	対象施設ごと
4	工事監理着手届	1	A4	●		対象施設ごと

※1 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が要求水準等を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

2 施工中に提出する書類・図書等

No.	書類名称	部数	様式	提出媒体		備考
				紙	電子	
1	工事監理定期報告書	1	A4		●	対象施設ごと

3 完了時に提出する書類・図書等

No.	書類名称	部数	様式	提出媒体		備考
				紙	電子	
1	要求水準等確認計画書※2	1	A4	●	●	対象施設ごと
2	工事監理者検査実施計画書	1	A4		●	対象施設ごと
3	工事監理者検査記録書	1	A4		●	対象施設ごと
4	業務完了届	1	A4	●		対象施設ごと
5	協議記録	1	A4		●	対象施設ごと

※2 必要な提出図書に不備・不足がないこと、図書に記載の内容が要求水準等を満たしていることを確認したことを示す一覧表を、様式を含めて作成し提出すること。

(空 白)

別紙6 業務責任分担表【設計段階】

業務項目（業務内容）	業務責任分担			
	監督員	選定事業者		
		統括責任者	設計者	施工者
1. 設計業務着手前				
1. 全体工程表策定に必要となる事前調査 （現地調査・ヒアリング）	▲立会	○適宜	■実施	■実施
2. 全体工程表の提示 （上記の事前調査結果をもとにスケジュールの設定を行う）	●確認・承諾	●確認	■実施	■実施
3. 設計業務計画書の提示 （業務方針、工程表、設計体制、技術者配置、設計内容等）	●確認・承諾	●確認	■作成	—
4. 設計に必要な事前調査（現地調査・机上調査）	○適宜	○適宜	■実施	■実施
5. モデル施設の設計図書の作成、確認	●確認・承諾	●確認	■作成	●確認・検討
6. 設計業務の説明	●承諾	●確認	■作成	—
2. 設計期間中				
1. 設計内容の協議・確認 （品質、工程、コスト、標準化など技術的課題を含む）	●承諾	確認	■作成	○共有
2. 設計課題の管理 （課題を要求水準等確認計画書にインプット）	●承諾	●確認・管理	■作成・管理	○共有
3. 工事費内訳書の確認	●承諾	●確認	●確認	■作成
4. 工事工程表（案）の確認	●承諾	●確認	●確認	■作成
5. 施工計画の確認	●承諾	●確認	●確認	■作成
6. 工法・施工性の確認	●承諾	●確認	●確認	■作成
7. 技術提案やVE提案の確認・採否（施工者→監督員）	●承諾・採否	●確認	●検討・確認	■作成
8. VE案や変更案等の検討依頼（監督員→施工者）	●検討・承諾	●確認	■確認・検討	■確認・検討
9. 要求水準等の確保及び技術提案の実施確認 （要求水準等確認計画書にて対応）	●確認・承諾	●確認	■作成・運用	○共有
10. 設計図書等の内容確認	●承諾	○確認	■作成	○共有
11. 許可等申請、各種届出等	●承諾	●進捗確認	■手続き実施 進捗報告	—
12. 設計成果品の検収	●検収	●確認	■作成	—
13. 設計内容の公表（必要な場合）	●実施	○助言	■作成協力	—
14. 設計内容の説明（必要な場合）	●実施	○助言	■出席・ 作成協力	—
3. 別途工事の対応				
1. 別途工事の発注状況及び内容・スケジュール等の確認	●確認・指示	○助言・確認	●検討・確認	●検討・確認
2. 上記情報より設計内容及び施工スケジュールの確認・調整	●確認・承諾	○助言・確認	■確認・調整	■確認・調整
3. 情報共有・管理及び横展開	●共有	○助言・確認	■共有・展開	◎確認
4. 設計と条件の整理	■実施	○助言・確認	●検討・確認	○確認
5. 与条件より設計へ反映	■与条件提示	○助言・確認	■反映	◎確認
4. 共通事項				
1. プロジェクトの情報管理 （情報管理手段の構築・運営）	○承諾	■構築・運営	●承諾	●確認
2. 設計スケジュールの管理	●承諾	●確認	■作成・管理	●確認
3. 設計定例会議の出席	●出席	●出席	■主宰	●適宜
4. 別途工事に係る調整会議の出席	●調整	●適宜	●適宜	●適宜
5. 諸官庁協議書、打合せ議事録等の作成	●承諾	●確認	■作成	■作成
6. セルフモニタリングの実施（モニタリングの受検）：統括管理	●承諾	■作成	●確認	◎確認
7. セルフモニタリングの実施（モニタリングの受検）：設計者	●承諾	●確認	■作成	◎確認
8. 事業スキーム構築及びコンソーシアムの連絡体制構築	●承諾	●助言・確認	■作成	■作成

※注 1. ●■▲印は実作者者

別紙6 業務責任分担表【施工段階】

業務項目(業務内容)	業務責任分担			
	監督員	選定事業者		
		統括責任者	工事監理者	施工者
1. 工事着工前				
1. 工事監理業務計画書の提示 (業務方針、監理体制、技術者の配置、監理内容等)	●承諾	●確認	■作成	◎確認
2. 施工計画書の提示 (業務方針、施工体制、技術者の配置、工事工程表等)	●承諾	●確認	●確認	■作成
3. 情報展開手段の構築	○承諾	■案作成	◎確認	◎確認
4. 工事着工前会議の開催	●出席	●出席	■主催	■出席 議事録作成
5. 施工中の提出書類の確認プロセス構築 (納入仕様書、実施工程表、施工計画、施工図、施工体制 台帳、機器搬入計画書、関係官庁届出書など)	○承諾	■案作成	●検討・確認	●確認
6. 課題に対する管理・解決・合意プロセスの構築 (要求水準等確認計画書にて対応)	○承諾	■案作成	●検討・確認	●確認
7. 設計変更の承諾に関する確認プロセスの構築	○承諾	■案作成	●検討・確認	●確認
8. コストコントロールに関する確認プロセスの構築	○承諾	■案作成	●検討・確認	●確認
9. 工事に関する質疑書や提案書の検討	●回答	●確認	●協議・確認	■作成
10. 施工図、総合図の提出スケジュールの確認	●承諾	●確認	●協議・確認	■作成
11. 着工に係る提出図書の届出状況の確認	●確認	●確認	●協議・確認	■作成
12. 近隣調査及び準備調査等(必要に応じて)	○確認	○確認	●確認	■実施
13. 近隣対応(工事段階含む)	○支援	○助言	●協議・確認	■実施
2. 工事期間中				
1. 工事定例会議(総合定例会議含む)	●出席	●出席	■主催	■出席 議事録作成
2. 工事分科会	●出席	●出席	●出席	■主催 議事録作成
3. 総合工事工程 (各種検査・試運転調整等の工程含む)	●承諾	●確認	●確認	■作成
4. 月間工事工程	●承諾	●確認	●確認	■作成
5. 課題に対する管理 (要求水準等確認計画書にて対応)	●承諾	●確認	●確認・管理	■作成・管理
6. 材料(機器類)使用届の確認	●承諾	○確認	●助言・確認	■作成
7. 施工計画書、仮設計画、施工要領書等の確認	●確認・承諾	○確認	●助言・確認	■作成
8. 納入仕様書等の確認	●確認・承諾	○確認	●検討・確認	■作成
9. 質疑書・提案書に対する検討及び回答	●確認・回答	●確認	●回答・報告	■作成
10. 施工図・製作図、総合図などの検討及び承諾	●確認・承諾	●履行・確認	●対応・承諾	■作成
11. 各種自主検査の実施 (現地検査、受入検査、工場検査等の施工者検査)	○確認	○確認	○確認	■実施
12. 工程内検査の実施 (現地検査、製品・工場検査等の工事監理者検査)	○確認・受領	●履行・確認	●実施	■受検
13. 工事進捗状況の確認(施設ごと)	●確認	●確認	●確認	■実施・報告
14. 設計変更(追加変更)への対応 (監督員からの要求によるもの)	提示・承諾	●検証	●助言・確認	■見積作成
15. 設計変更(追加変更)への対応(上記以外)	●承諾	●検証	●助言・確認	■見積作成
16. 物価スライドへの対応	●承諾	●確認・助言	○確認	■作成
17. 設計の意図伝達業務(設計者による)	—	○助言・確認	◎確認	◎確認

※注 1. ●■▲印は実作業者

別紙6 業務責任分担表【施工段階】（つづき）

業務項目（業務内容）		業務責任分担			
		監督員	選定事業者		
			統括責任者	工事監理者	施工者
18.	コストコントロール （コスト増減管理表によるコスト管理）	●承諾	●検証・ 履行確認	●確認	■作成・管理
19.	VE 提案の検証・採否 （設計者、施工者より提示）	●承諾	○助言・確認	■提案・作成	■提案・作成
20.	VE 案等の検討 （発注者から提示（検討依頼））	●提案・承諾	●確認	●確認	■検討・報告
21.	出来高・支払状況の確認	●承諾	●確認	●確認	■作成
22.	材料・仕様	●承諾	○確認	●確認	■提案・作成
23.	試運転・調整	○確認	○確認	▲立会・報告	■実施
24.	諸官庁届出等	●確認・押印	○履行確認	●確認	■提出
25.	その他の行政検査及び各種届出等	●確認・押印	確認	●確認	■提出
26.	施工者自主検査（完工時）	—	○履行確認	○確認	■実施
27.	工事監理者検査（完了時）	○確認	●検査指示	●実施	■受検
28.	竣工検査（監督員検査 中間・完了時）	●検査	▲立会・確認	▲立会・確認	■受検
29.	工事報告書の確認（月次 出来高管理報告含む）	●確認・受領	○確認	●確認	■作成
30.	工事監理報告書（月次）の確認	●確認・受領	○確認	■作成	■提供
31.	竣工図書（工事の完工図書）の提出	●確認・受領	●確認	●確認	■提出
3. 別途工事の対応					
1.	別途工事の発注状況の確認	●指示・承諾	●確認	●共有	●確認
2.	別途工事内容の把握及び施工スケジュール確認・調整	●指示・承諾	●確認	●確認	●確認・調整
3.	選定事業者（施工者）と施設担当者の情報共有・管理	●共有・管理	●確認	●共有・管理	●共有・管理
4. 共通事項					
1.	プロジェクトの情報管理 （情報管理システムの構築・運営）	●承諾	■構築・運営	●承諾	●確認
2.	施工スケジュールの管理（事業全体）	●承諾	●確認	●確認	■作成・管理
3.	別途工事に係る調整会議の出席	●出席	○適宜	●適宜	●適宜
4.	諸官庁協議書、打ち合わせ議事録の作成	●承諾	●確認	●確認	■作成
5.	セルフモニタリングの実施（モニタリングの受検）：監理者	●承諾	●確認	■作成	●確認
6.	セルフモニタリングの実施（モニタリングの受検）：施工者	●承諾	●確認	●確認	■作成

※注 1. ●■▲印は実作者

別紙7 リスク分担表

○：リスク管理者、△：関係者

リスクの種類		リスクの内容・要因等	負担者		
			県	選定事業者	
				設計 監理	施工
提供情報リスク		入札説明書等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○		
契約リスク		県の事由による契約締結の遅延・中止	○		
		選定事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○	○
		選定事業者の契約違反による諸問題・損害等に関するもの		○	○
応札リスク		応札金額によるもの		○	○
制度関連 リスク		政治行政 リスク	○		
		法令変更 リスク		○	○
		許認可等 リスク		○	○
社会リスク		住民対応 リスク		○	○
		環境 リスク		○	○
		第三者賠償 リスク		○	○
不可抗力リスク		計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、および、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの		○	○
経済リスク	物価変動 リスク	設計・施工段階の物価変動（太陽光発電設備の整備費に関するもの）	注1	注1	注1
違約金リスク		契約の解除に伴う違約金		○	○

注1：通常の範囲内での物価変動リスクは選定事業者が負担する。なお、急激で著しく、予測不能な物価変動については、施工費の契約変更を行う規定を設ける。詳細は入札公告時に公表する事業契約書（案）で明らかにする。

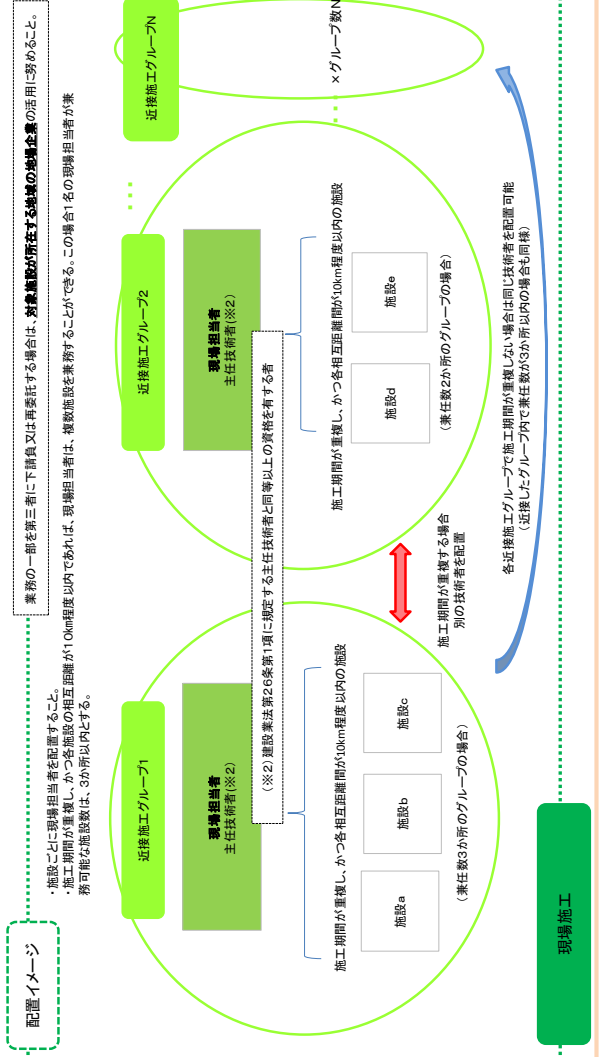
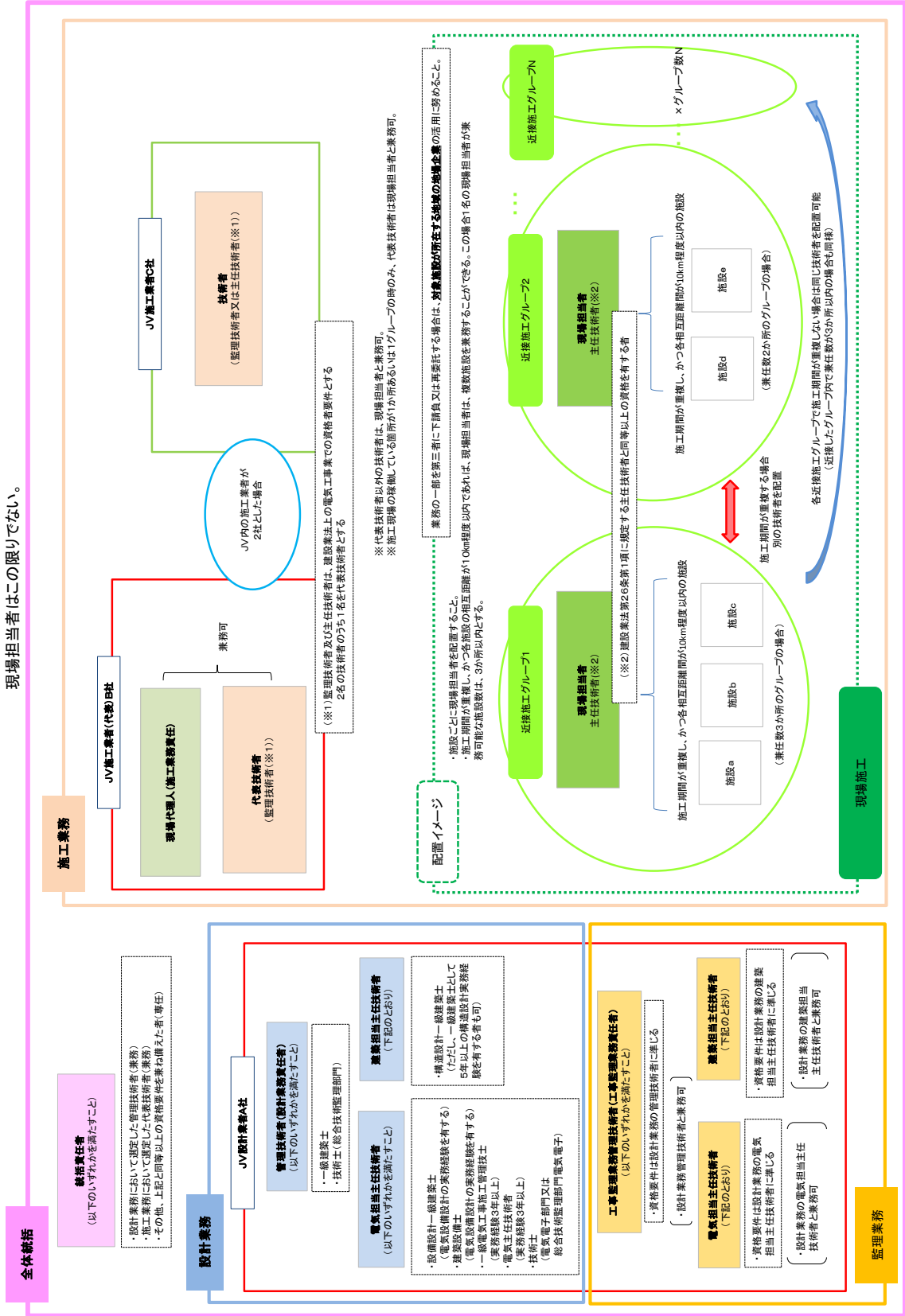
別紙7 リスク分担表（つづき）

○：リスク管理者、△：関係者

リスクの種類		リスクの内容・要因等	負担者			
			県	選定事業者		
				設計 監理	施工	
設計・ 施工段階	発注者責任リスク	県の指示の不備、変更による契約内容の変更	○			
	測量・調査リスク	選定事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○	○	
	計画リスク	設計リスク	選定事業者が実施した設計に不備があった場合		○	
		変更リスク	県の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○		
			選定事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○	△
設計・ 施工段階	工事費増加 リスク	県の指示及び県の責めに帰すべき事由による工事費の増大	○			
		選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加			○	
	工期遅延 リスク	県の指示及び県の責めに帰すべき事由による工期変更、引渡し遅延	○			
		事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合			○	
	設備損傷 リスク	施工により既存の機械・電気設備及びその他の設備が損傷した場合			○	
	施設損傷 リスク	施工により施設が損傷した場合			○	
	工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○		
	要求性能未達リスク	工事完了後、県の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○	○	
その他	事業終了時のリスク	事業期間終了時における要求水準等の保持や終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの等		○	○	

【注意】いずれもJV構成員の中から配置すること。
 ただし、設計業務及び監理業務の建築業務の建築担当主任技術者及び施工業務の現場担当者はこの限りでない。

業務に当たる者の配置について（設計業者1社、施工業者2社でのJVの場合の例）



福岡県環境部環境保全課

地球温暖化対策係（県有施設P V班）

電話 092-643-3356（直通）
092-651-1111（内3419）
FAX 092-643-3849
MAIL kenyu-pv@pref.fukuoka.lg.jp